

操縦学科教育の部外委託契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書によるほか、この契約書に付属する仕様書の定めるところに従い、指定された職種の専門的知識、技能を有する技術者（以下「技術員」という。）を、甲の指定する場所に常駐させ、契約履行期限までに仕様書の定める役務を提供するものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務等の引受の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により、乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不相当であると認めたときは、乙に対しその変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(技術員届)

第6条 乙は、技術員を常駐するときは、あらかじめ技術員届（別紙様式第1）を甲に提出し、確認を受けなければならない。

2 甲の指示、又は乙の都合により技術員を交代する場合は、前項の手続きによるものとする。

(仕様書の疑義)

第7条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

(監督官等の派遣)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（「以下監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の執行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の執行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 役務の履行

(部隊における役務)

第9条 技術員の部隊等における役務の内容は、仕様書に定めのある場合は、監督官が具体的な役務要求事項を記載した役務要求・役務確認書（別紙様式第2）を技術員（複数の場合は代表者）に交付することにより行うものとする。

（技術員の部隊等における起居等）

第10条 乙は、技術員の部隊等における起居等は、当該部隊等の長の指示に従わなければならない。

（便宜の供与）

第11条 乙は、部隊等において、役務の履行上必要な場合は、仕様書に規定する範囲の便宜供与を受けることができる。

2 乙は、前項により便宜供与を受けた甲の所有物の使用中は、滅失又は損傷をしないよう細心の注意を払わなければならない。

3 乙は、甲の所有物の使用中、乙の故意又は過失その他の責めに帰すべき理由により滅失又は損傷したときは、甲の指示に従い補修若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、正常な損耗の場合はこの限りでない。

（就業時間）

第12条 乙の技術員の実業時間は、乙の実業規則によるものとする。ただし、甲が特に示した場合は、この限りでない。

（役務終了の確認）

第13条 乙は、役務の実施に関し、監督官の確認を受けなければならない。

2 監督官は、役務要求・役務確認書を交付した場合において、役務要求書に示す役務を完了したときは、役務確認書の確認を行うものとする。

（代金の請求）

第14条 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する適法な支払い請求書をもってするものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合には、受領した日から30日以内に乙へ当該金額を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第15条 甲は、約定期間（前条第2項の期間をいう。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算定せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

（相殺）

第16条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第3章 契約の効力

（危険負担）

第17条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該役務の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金（履行分を除く。）の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は、役務の義

務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、役務の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により役務の履行ができなくなった場合は、甲の負担とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により役務の履行ができなくなった場合は、その損害は甲の負担とする。

3 乙の責めに帰すべき理由により役務の履行ができなくなった場合は、その損害は乙の負担とする。

第4章 契約の変更及び解除

（契約の変更）

第19条 甲は、役務が完了するまでの間において必要がある場合は、技術員の常駐場所、人員、期間及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、甲乙協議の上変更することができる。

（事情の変更）

第20条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（役務の一時中止）

第21条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が、役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

（甲の解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号の一該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の全部若しくは一部を履行しない場合、又は履行することが不能になった場合

(2) 乙が、契約上の義務に違反したことによってこの目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第23条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第24条 甲は、第22条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分

の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該違約金に対し年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第25条 甲は、第22条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が役務を履行しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第23条の規定によるこの契約の全部又は一部を解除するときは、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第6章 雑則

(調査)

第27条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の実原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(法令の遵守)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行にあたり、法令及び関係行政官庁等の通達等の定めを厳守するものとする。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議し解決するものとする。

- 4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を保有するものと

する。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

技 術 員 届

契約番号第 号 (年 月 日) 「 」の契約に基づく技術員を次のとおり届けます。

No.	氏 名	年齢	地位及び職務内容	直接工、間接工 の区分	資格、免許、特技等	技術員としての経験の有無、役 務先等、回数、作業内容	備 考

上記の者を、操縦学科教育の技術員として確認した。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令

役 務 要 求 ・ 役 務 確 認 書							
役 務 要 求 書	会社等名 代表者名				年 月 日		
					監督官 所属等名 階級氏名		
	次の契約に関する役務を、次の通り要求します。						
	契 約 内 容	契約番号		役務要求番号			
契約年月日			役務実施場所				
契約履行期限							
役 務 要 求 事 項							
役 務 確 認 書	月 日	時 間	役務内容	氏名	直接工 間接工 の区分	実績 工数	備考
	上記を確認した。						
				年 月 日			
				監督官 部隊等名 階級氏名			